

仕様書

1 件名

東京都立産業技術大学院大学教育研究用情報システムの借入れ（長期継続契約）

2 契約期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日まで（60 か月）

3 履行場所

東京都品川区東大井一丁目 10 番 40 号
東京都立産業技術大学院大学 外

4 機器仕様及び数量

別紙 1「特記仕様書 1」のとおり。

5 支払方法

月ごとの継続支払いとする。

ただし、当該月の履行が完了し、適正な請求書が提出された後 60 日以内に支払うものとする。

6 機器等

- (1) 可能な限り、東京都グリーン購入ガイドで定められている環境配慮仕様を満たしていること。
- (2) 同一種類の機器に関しては、機種及び型番、スペックを全て統一すること。
- (3) 機器には、賃借物件であることを明示したラベルを作成し、本体に貼付すること。また、本体、アダプタ類には、端末認識を識別するために賃借人が別途指定するホスト名等の情報を表示したラベルを作成し、別途指定する場所に貼付すること。ラベルは、減耗しにくい材質とし、ラベルの貼付にあたっては、減耗及び剥離防止を考慮すること。

7 設置、設定等

- (1) 設定・設置にあたっては、別紙 2「特記仕様書 2」のとおりとすること。
- (2) 業務執行上又は施設管理上必要があるため、従事者の名簿を提出すること。また作業中はネームプレートを着用すること。なお、機器の搬入、設置、環境構築作業にあたり、本人確認書類の提示を求める場合があるので、賃貸人は求めに応じること。
- (3) 機器設置位置は、提案に基づき、本学担当者と協議の上で決定する。納入機器は、決定した設置位置に耐震性及び安全性を考慮して設置を行うこと。
- (4) 本学担当者と協議の上、設定・設置等に係る「プロジェクト計画書」を作成すること。なお、「プロジェクト計画書」には、設定・設置時の体制図を記載すること。
- (5) 機器及びソフトウェアに関する設定は実際の使用環境で試行し、作動の確認を行うこと。別途賃借人が準備したソフトウェア等を別紙 3「ソフトウェア一覧」の「導入対象」及び

「数量」の通りインストールすること。

- (6) 作動検証を完了した機器を設置すること。設置にあたっては、既設の学内ネットワークと接続し、接続検証を行うこと。接続に際しては、本学に十分な説明を行い、本学常駐保守スタッフと連携し、必要に応じて学内ネットワークや関連システムの変更を行うこと。なお、既設機器納入業者との調整等も本調達に含むものとする。
- (7) 機器及びソフトウェアに関する設定を実施した結果については、「設置完了届（本法人指定様式）」のほか、別途任意様式の「設置作業及び作動確認結果報告書」にて、設置作業及び作動確認の結果を報告すること。
- (8) 不要となる既設配線や納入時の梱包材は賃貸人で処分すること。
- (9) 納品に際し、建物施設・設備等に損害を与えないように養生や誘導員の配置など必要な措置を講ずること。万一、損害を与えた場合は、賃貸人の負担により、原状に回復すること。
- (10) 納品の日時、場所等については、事前に本学担当者と連絡調整を行うこと。
- (11) その他本機器の導入・設置にあたっては、必ず本学担当者と協議の上作業を行うこと。
- (12) 機器導入完了後に、「機器設置レイアウト図」及び「ネットワーク接続図及び配線図」を提出すること。
- (13) 機器導入完了後に、完成時点での「サーバの初期イメージ」を記憶媒体にバックアップし納品すること
- (14) 成果物として提出する「借入物品一覧兼構成管理表」については、ハード及びソフトの区分、用途、メーカー、製品名、型番、シリアル番号、仕様、バージョン、数量、設置場所又はインストール先の機器名を記載すること。
- (15) 運用管理者が滞りなく管理業務を行えるよう、管理マニュアル及び操作マニュアルを作成のうえ、納入システムに関して運用管理者向けに説明会を 1 回実施すること。また、運用管理者からの質疑／要望に適宜対応すること。

8 保守及び障害対応

- (1) 障害対応窓口における対応日は、原則として、契約期間のうち日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日及び土曜日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く日とする。
- (2) 対応時間は、別紙 1「特記仕様書 1」に記載の「ハードウェア保守条件」の通りとする。
- (3) 発生した障害についての一次切り分け対応は、本学常駐保守スタッフが行い、同スタッフを通じて障害対応窓口へ連絡を行うこととする。同スタッフからの連絡に対しては、原則、対応時間の範囲で、速やかに障害対応を行うこと。
- (4) 障害対応窓口への連絡は、電話及び電子メールとする。なお、「保守体制表」を設置完了前までに作成し、提出すること。
- (5) 各機器の保守は別紙 1「特記仕様書 1」のとおりとする。また、保守料は本件賃借料に含めるものとする。
- (6) 障害時には迅速に修理、機器の代替などの対応体制を整え、賃貸人の業務に支障のないよう対応すること。

- (7)本システムを構成するハードウェアに搭載された電磁的記憶媒体に障害が発生した際に、当該電磁的記憶媒体を取り外し交換した場合、確実にデータ消去すること。その際、事前に本法人の担当者にデータ消去方法について提案し、承認を得ること。なお、データの確実な消去を証明するため、データ消去後に「消去証明書」を本法人に提出すること。
- (8)ハードウェアの修理又は交換を行う際に、設置個所からの取り外し、据え付け・調整作業が必要な場合は本調達の範囲内で実施すること。また、必要に応じて本法人の担当者との協議の上で、設定内容の再投入等の設定作業を行うこと。
- (9)修理対応後や障害個所の修理又は交換後、機器が適正に機能するか動作確認すること。
- (10)賃借人が適切な保全措置を行っているにもかかわらず、破損等による事故が発生した場合は、賃貸人の責務により同等品を速やかに補充すること。
- (11)対象機器のハードウェア、ソフトウェア(OSも含む)の脆弱性情報を定期的(月1回)に確認すること。また、共通脆弱性評価システム CVSS スコアが 9.0 以上の緊急にあたるものは可能な限り速やかに情報提供及び対応方針について本学の担当者との協議の上、決定すること。
- (12)機器の交換や、設定値を変更した場合等は、「作業実績報告書」を提出すること。
- (13)障害等発生時は「課題管理表」を作成し、案件管理すること。
- (14)障害等が発生した場合、発生から対応までの経緯や今後の対策等を記載した「障害報告書」を提出すること。

9 機器の撤去

契約期間満了に伴う機器の撤去、原状回復及び搬出は賃貸人が行い、その際に必要な費用は、賃貸人の負担とすること。また、「撤去完了届(本法人指定様式)」を提出すること。

契約期間満了の際は、蓄積された機器内のデータは復元不可能な形で消去し、「消去証明書」を提出すること。なお、保存を必要とするデータについては、別途協議すること。

10 成果物一覧

- (1)本業務の成果物を以下に示す。
- (2)本成果物については、変更が発生した時点で、都度本学の担当者に提出し、承認を得ること。
- (3)ライセンス証書は全て納品すること。なお、ライセンスが電子的に取り扱われているものについては、本学が主体的に管理できる状態にすること。
- (4)下記以外に追加の成果物がある場合は別途提示すること。

表 1 成果物一覧

No.	成果物名	納品期日
1	借入物品一覧兼構成管理表	契約締結後3営業日以内
2	機器設置レイアウト図	機器導入完了後3営業日以内

3	ネットワーク接続図及び配線図	機器導入完了後3営業日以内
4	完成時点でのサーバの初期イメージ	機器導入完了後3営業日以内
5	ライセンス証書	機器導入完了後3営業日以内
6	設置完了届（本法人指定様式）	機器導入完了後3営業日以内
7	任意様式の設置作業及び作動確認結果報告書	機器導入完了後3営業日以内
8	撤去完了届（本法人指定様式）	機器撤去完了後3営業日以内
9	プロジェクト計画書	契約締結後10営業日以内
10	作業実績報告書	随時
11	課題管理表	随時
12	障害報告書	随時
13	消去証明書	機器撤去完了後3営業日以内及び、電磁的記憶媒体交換日後3営業日以内
14	保守体制表	設置完了前
15	管理マニュアル及び操作マニュアル	運用管理者向け説明会前

(5) 成果物は、全て日本語で作成すること。

(6) 成果物は電磁的記録媒体により作成し、1部を納品すること。

(7) 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Office 又は PDF のファイル形式で作成し、CD-R 等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。

(8) 納品後、本学において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

(9) 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、本学の担当者の承認を得ること。

(10) 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。

(11) 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによるウイルスチェック等により、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

11 その他

(1) 賃貸人は、いかなる場合においても本契約の履行中に知り得た業務に係る事項及びそれに付随する事項を第三者に漏らしてはならない。また、外部への漏えいがないよう、その

保護対策に万全を期すること。

- (2) 情報の保護、再委託先の管理等については「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。なお、「委託者」「受託者」はそれぞれ「賃借人」「賃貸人」と読み替える。
- (3) 個人情報の取扱いについては、「東京都公立大学法人 個人情報取扱標準特記仕様書」を遵守すること。

(4) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (5) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、本学と協議の上、これを定めるものとする。

担当

東京都立産業技術大学院大学管理部管理課

管理係 若杉 三原

電話 03 (3472) 7834 Fax 03 (3472) 2790

e-mail ml_jimu_syomu@aait.ac.jp

1 機器仕様

項番	システム名称	機器名称	数量	単位	仕様	ハードウェア保守条件	設置場所	備考
1	データセンター・回線	学外データセンタ	-	-	以下(1)~(9)のシステムに関しては災害時の利用継続性を考慮し、24時間365日安定した電源供給可能な場所(耐震構造や電源、空調の冗長化等、具体的な災害対策ができること。)に設置すること。 (1)AD/DNSサーバ (2)Radius/認証局サーバ (3)ID統合管理 (4)監視サーバ (5)ウイルス対策サーバ (6)ファイアウォール (7)動画保存ストレージ (8)ストレージ (9)バックアップストレージ			
2		WAN回線・SINET			(1)SINETを活用すること、SINETへの申請書作成等の支援を行うこと。 (2)eduroamを利用できるよう調整すること。 (3)SINETおよびプライベートクラウドとの接続回線は、メイン/バックアップ構成とし、メイン回線障害時は自動的にバックアップ回線に切り替わること。また、復旧時はメイン回線に切り替わること。 (4)キャンパスから学外データセンタおよび学外データセンタからSINET接続に必要な費用一式を含めること。 (5)メイン回線は10Gbps以上のギガランタイムとすること。故障受付は24時間365日、常時監視とすること。 (6)バックアップ回線は1Gbps以上のベストエフォートとすること。故障受付は24時間365日とすること。			
3	仮想化基盤システム	仮想化基盤ホスト	1	式	(1)サーバシステムは仮想化技術を活用して拡張性・可用性を考慮した設計を行うこと。 (2)サーバシステムはデータセンタのコアスイッチを経由して品川シーサイドキャンパスと通信可能な構成とすること。 (3)仮想基盤ホストは3台以上の構成とし、機器単体の障害時にも安定稼働するような設計とすること。 (4)各種システムを提供するためのサーバ機器、ミドルウェア、ソフトウェアはパフォーマンスと信頼性を備えたものを提供する。こと。 (5)仮想基盤ホストは1台当たり32コア以上、メモリは36GB以上、SSD300GB以上とすること。 (6)仮想基盤ホストのストレージは仮想基盤ホストと物理層を分離すること。 (7)仮想基盤ホストのストレージ及びコアスイッチとの接続は10G以上の帯域を有したインターフェースで接続すること。 (8)仮想基盤ホストのストレージ及びコアスイッチとの接続は各リンクは冗長化をすること。 (9)仮想基盤ホストのストレージは仮想基盤の実行領域とファイルサーバの保存領域を提供すること。 (10)仮想基盤ホストのストレージのファイルサーバ機能ではアカウント単位で上限を設定できること。 (11)仮想基盤ホストのストレージは移動プロファイルデータを各アカウントあたり5GB以上格納できるようにすること。 (12)ストレージの総容量は13TB以上とすること。 (13)仮想基盤ホストのストレージは仮想基盤の実行容量として4.3TB以上確保すること。 (14)ファイルサーバ領域は6.4TB以上確保すること。 (15)ストレージの総容量及び仮想基盤の実行容量、ファイルサーバ領域は必要に応じて現地調査を行い適切な容量を用意すること。 (16)仮想基盤ホストのストレージと仮想基盤及びコアスイッチとの接続は10G以上の帯域を有したインターフェースで接続すること。 (17)仮想基盤ホストのストレージと仮想基盤及びコアスイッチとの接続は各リンクは冗長化をすること。 (18)仮想基盤ホストのストレージはRAID5またはRAID6相当の構成によって耐障害性を高めること。 (19)仮想基盤ホストのストレージはメインストレージのデータを複製し保護するためのバックアップストレージを提供すること。 (20)仮想基盤ホストのストレージはバックアップ管理用のサーバを建て、運用管理者が一元管理できるように設計を行うこと。	(1)メーカー保守 問合せ・故障申告 24時間365日(期間2025.9.1~2030.8.31) (2)運用保守対応:平日9:00~17:00(年末年始、祝祭日は除く) (3)故障対応:オンサイト保守		
4		仮想化基盤ストレージ	1	式	(1)仮想基盤ホストのストレージは仮想基盤の実行領域とファイルサーバの保存領域を提供すること。 (2)仮想基盤ホストのストレージのファイルサーバ機能ではアカウント単位で上限を設定できること。 (3)仮想基盤ホストのストレージは移動プロファイルデータを各アカウントあたり5GB以上格納できるようにすること。 (4)ストレージの総容量は13TB以上とすること。 (5)仮想基盤ホストのストレージは仮想基盤の実行容量として4.3TB以上確保すること。 (6)ファイルサーバ領域は6.4TB以上確保すること。 (7)ストレージの総容量及び仮想基盤の実行容量、ファイルサーバ領域は必要に応じて現地調査を行い適切な容量を用意すること。 (8)仮想基盤ホストのストレージと仮想基盤及びコアスイッチとの接続は10G以上の帯域を有したインターフェースで接続すること。 (9)仮想基盤ホストのストレージと仮想基盤及びコアスイッチとの接続は各リンクは冗長化をすること。 (10)仮想基盤ホストのストレージはRAID5またはRAID6相当の構成によって耐障害性を高めること。 (11)仮想基盤ホストのストレージはメインストレージのデータを複製し保護するためのバックアップストレージを提供すること。 (12)仮想基盤ホストのストレージはバックアップ管理用のサーバを建て、運用管理者が一元管理できるように設計を行うこと。			
5	内部DNSサーバ	外部DNSサーバ	2	式	(1)外部向けのDNSサーバを提供すること。 (2)SINETの分散セカンダリDNSサービスと連携する設計を行うこと。 (3)SINETの連携に伴い各種申請や調整、既存業者との連携等も支援及び実施をすること。 (4)仮想基盤上に構築を行うこと。 (5)1号機をマスターサーバ、2号機をスレーブサーバとした冗長構成とすること。 (6)1号機のCPUは8コア以上、メモリは8GB以上、SSDは200GB程度の割り当てを行うこと。			
6		内部DNSサーバ	2	式	(1)学内向けにait.ac.jpドメイン情報及びad.ait.ac.jpドメイン情報の名前解決サービスを提供すること。 (2)ADサーバ1号機およびADサーバ2号機上に構築しても良いこととする。 (3)仮想基盤上に構築を行うこと。 (4)CPUは4コア以上、メモリは8GB以上、SSDは200GB程度の割り当てを行うこと。 (5)冗長構成とすること。			
7	ADサーバ	ADサーバ	2	式	(1)ユーザ、サーバおよびクライアントPC向けにユーザ認証サービスを提供すること。 (2)本システムはシングルフォレスト、シングルドメイン構成とすること。 (3)仮想基盤上に構築を行うこと。 (4)1号機のCPUは8コア以上、メモリは8GB以上、SSDは600GB程度の割り当てを行うこと。 (5)冗長構成とし2台のドメインコントローラで構成すること。 (6)2台のサーバ間でActiveDirectoryデータベースを相互転送を行うこと。			
8		DHCPサーバ	2	式	(1)学内のネットワークセグメント(各フロア、VPNクライアント、無線用)に対してIPアドレスを配布する為のDHCPサービスを提供すること。 (2)MACアドレスを登録した端末に対し、固定のIPアドレスを配布する。 (3)十分なリソースを見込んだ設計とした上でADサーバ1号機およびADサーバ2号機上に構築しても良いこととする。 (4)Active-Active構成で冗長化を行い、片方のサーバに障害が発生した場合もサービスを提供できるように構成とすること。			
9	Radius/認証局サーバ	Radius/認証局サーバ	2	台	(1)有線LAN及び無線LAN利用ユーザを認証すること。 (2)ゲストアカウントは50以上のIDを一括発行できること。 (3)発行したゲストアカウントはID/PWをテキストやCSVファイル等で出力できること。 (4)IEEE802.1xを使用する証明書発行できること。 (5)PC、スマートフォンに対し、簡単な操作でクライアント証明書配布するワークフローを構築し提供する。こと。 (6)利用者側からのアカウント申請用Webインターフェースを搭載している機種を選定すること。 (7)専用の仮想アプライアンスまたは物理機器どちらかでサービスの提供をおこなうこと。 (8)1号機のCPUは8コア以上、メモリは8GB以上、SSDは60GB程度の割り当てを行うこと。 (9)冗長構成として耐障害性を考慮しサービス利用の可用性を高めること。			
10		Windowsアップデート管理(Wsus)	1	式	(1)本件での調達を含めた本学で稼働するwindows機器(サーバ/クライアント)及びOfficeソフトウェアのアップデートを管理し、任意のタイミングで適用できる機能を提供すること。 (2)アップデートによるネットワーク負荷でエンドユーザの通常業務等に影響が出ないよう制御をすること。 (3)代替サービスを用いて仕様を満たせる場合はサーバを導入しないこととする。			
11	基幹サーバシステム	NTPサーバ	1	式	(1)SINETのNTPサービスをStratum0とし階層構造で本システム内の機器にNTPサービスを提供すること。 (2)ADに参加している端末に関してはADサーバをNTPサーバとしてNTPサービスを提供すること。 (3)上記以外の機器に関してはコアスイッチ等をNTPサーバとしてNTPサービスを提供すること。		学外のデータセンター	
12		ID統合管理	1	式	(1)下記システムにLDAP等によってアカウント認証、アカウント同期を提供すること。 ・Gmail ・LMS ・動画配信 ・グループウェア ・PCクライアント(Windows 11 23H2, Mac OS 14.5) (2)PCクライアントに対して、移動プロファイル機能を提供すること。 PCクライアントのスコープは以下の通り。 ・Windows⇒263サポートスタッフ室、351a教室、354教室、夢工房 ・Mac⇒257自習室、353非常勤講師室、357教室 (3)アカウント数の増加等によって課金が発生しないこと(教職員、在学生、修了生、一時利用者の利用を想定)。 (4)CSV等で一括登録ができること。 (5)利用者はWeb UI等でパスワードの変更が確認できること。 (6)利用者に対して、パスワードのリマインダー機能を提供すること。 (7)サーバを建てる場合、仮想基盤上の独立したゲストOSとして構築を行うこと。 (8)CPUは4コア以上、メモリは8GB以上、SSDは300GB程度の割り当てを行うこと。 (9)アカウント情報は既存システムの情報を参照するが事務組織名の変更等に影響しないよう制御をすること。 (10)アカウント認証、アカウント同期を実装するにあたって追加でライセンスが必要となる場合は本調達に含めること。 (11)LDAPによるアカウント認証、アカウント同期が不可能な場合は代替案を用いて同様の機能を実現すること。 (12)継続利用にあたって移行作業が必要であれば本調達に含めること。			
13	監視サーバ	監視サーバ	1	式	(1)ネットワークの監視、サーバの監視を行い異常が発生した場合アラートを発するサービスを提供すること。 (2)Ping監視、リソース監視、HTTPS監視、DNS監視、SMTP監視、回線使用量監視を行うものとする。 (3)運用管理者が監視対象のノードをトポロジ形式で一元的に可視化できるソフトウェアを選定すること。 (4)ESXサーバ及びESXサーバ上に構築した仮想マシンの稼働状況の監視と管理機能を提供すること。 (5)監視サービスにて収集したログに関しては、アクセス可能な形式で圧縮・保管し一元管理ができる設計とすること。 (6)監視サービスは監視・バックアップ用のセグメントを設け、業務サービス用セグメントを使用しない設計とすること。 (7)CPUは4コア以上、メモリは8GB以上、SSDは600GB程度の割り当てを行うこと。 (8)仮想基盤上に構築を行うこと。			

1 機器仕様

項番	システム名称	機器名称	数量	単位	仕様	ハードウェア保守条件	設置場所	備考
14		ウイルス対策サーバ	1		(1)クライアントのウイルス対策サービスとそれを統合管理するための機能を提供すること。 (2)サービス提供範囲は本システムで提供する機器全て、及び別調達にて運用中のPC教室端末とすること。 (3)Windows/Mac端末に対して400ライセンス以上、Linux端末に対して400ライセンス以上調達すること。 (4)管理対象に対してファイルの受信時/送信時/実行時にリアルタイムでのウイルス検索サービスを提供すること。 (5)日次でクライアントの定義ファイル及び検索エンジンのアップデートを行う機能を提供すること。 (6)対象機器のマイグレーションに伴いサーバのアップデートに備えたソフトウェア選定を行うこと。 (7)環境構築後、別調達にて運用中のPC教室端末の正常動作確認も実施すること。 (8)CPUは4コア以上、メモリは8GB以上、SSDは200GB以上の割り当てを行うこと。 (9)仮想基盤上に構築を行うこと。 (10)必要に応じてサーバを複数台用意し機能を分散させること。			
15		syslogサーバ	1	式	(1)サーバ、ネットワーク機器のログ管理を集約して行いシステム管理者が一元的にログを監視、分析、保存できるサービスを提供すること。 (2)ログデータの保存場所はゲストサーバとは別領域に用意すること。 (3)CPUは4コア以上、メモリは16GB以上、SSDは200GB程度の割り当てを行うこと。 (4)仮想基盤上に構築を行うこと。			
16		バックアップ管理サーバ	1	式	(1)本調達にて導入するサーバのデータをバックアップするための機器を提供し、適切にバックアップが行われるように配慮すること。 (2)仮想化基盤ゲストのサーバメーキングはそれぞれ週次のフルバックアップと日次の差分バックアップを行いバックアップストレージに保存し、それぞれ7日間以上保存する設計とすること。 (3)ストレージのデータはバックアップストレージにデータの複製とすること。 (4)メタデータレトリバサーバは日次でダンプファイルをバックアップストレージに保存し、30日間以上保存する設計とすること。 (5)CPUは4コア以上、メモリは8GB以上、SSDは300GB程度の割り当てを行うこと。 (6)必要に応じてバックアップソフトを調達すること。			
17		ファイアウォール	2	台	(1)学内ネットワークとインターネット接続の境界にファイアウォールを導入すること。 (2)アプリケーション識別、L7ファイアウォール機能有していること。 (3)IPS/AntiVirus/Antispyware/URLフィルタ機能有していること。 (4)ポート番号やプロトコルにとわらず、アプリケーション自体を識別し通信の制御が可能な機能有していること。 (5)IPS機能を利用している状態においても7Gbps以上のスループット機能有していること。 (6)購入後、または拡張モジュールによって10Gbps以上の通信が可能なインターフェースを2個以上有していること。 (7)10M/100M/1G/2.5G/5G/10Gbps速度に対応した接続ポートを12ポート以上備えていること。 (8)通過するトラフィック量の可視化、トラフィックログのレポート化機能有していること。 (9)トラフィックログは別筐体に保存すること。 (10)デフォルトのライセンスでSSL-VPN機能有していること。 (11)学外のデータセンターに設置すること。 (12)筐体の寸法はEIA規格の1Uであること。 (13)電源モジュールは冗長化が可能であること。 (14)筐体はH/A構成として耐障害性を考慮しサービス利用の可用性を高めること。 (15)冗長構成を実現する上で必要に応じて追加のネットワーク機器を調達すること。		学外のデータセンター	
18		VPN装置	4	台	(1)データセンターと品川サーバサイドキャンパス間を接続する回線の経路上に設置を行うこと。 (2)L2プロトコルにてVPN接続を行いメイン回線の障害時にバックアップ回線としての機能を果たすこと。 (3)データセンターと品川サーバサイドキャンパスにそれぞれ2台設置を行い、各1台の予備機に同一の設定を入れて納入すること。	(1)メーカー保守: 問合せ・故障申告 24時間365日(期間2025.9.1~2030.8.31) (2)運用保守対応: 平日9:00-17:00(年末年始、祝祭日は除く) (3)故障対応: 予備機交換、センドバック保守	品川キャンパス及び学外のデータセンター	
19		キャンパスコアスイッチ	2	台	(1)サーバ室に設置しているストレージ・サーバの収容、及び各ミドルスイッチとの接続が可能なスイッチを導入すること。 (2)SINETの仮想大学LANを用いてL2プロトコルで学外データセンターとのネットワークと接続すること。 (3)スイッチング容量は1.9Tbit/s以上であること。 (4)スタック構成を組み込んだ状態で備え付けまたは拡張モジュールによって10Gbps以上の通信が可能なインターフェースを4個以上有していること。 (5)10/100/1000Mbps速度に対応したUTP接続ポートを48ポート以上備えていること。 (6)品川サーバサイドキャンパスのサーバ室に設置すること。 (7)筐体の寸法はEIA規格の2U以内であること。 (8)電源モジュールは冗長化が可能であること。 (9)冗長構成として耐障害性を考慮しサービス利用の可用性を高めること。 (10)延長保守により製品の購入から8年間、メーカー側で代品提供や製品仕様に関する問合せを受け付けていること。	(1)メーカー保守: 問合せ・故障申告 24時間365日(期間2025.9.1~2030.8.31) (2)運用保守対応: 平日9:00-17:00(年末年始、祝祭日は除く) (3)故障対応: 予備機交換、センドバック保守	品川キャンパス	
20		DCコアスイッチ	2	台	(1)学外データセンターに設置する仮想化基盤、Radiusサーバの収容が可能なスイッチを導入すること。 (2)SINETの仮想大学LANを用いてL2プロトコルで品川サーバサイドキャンパスのネットワークと冗長接続すること。 (3)スイッチング容量は1.9Tbit/s以上であること。 (4)スタック構成を組み込んだ状態で備え付けまたは拡張モジュールによって10Gbps以上の通信が可能なインターフェースを4個以上有していること。 (5)10/100/1000Mbps速度に対応したUTP接続ポートを48ポート以上備えていること。 (6)学外のデータセンターに設置すること。 (7)筐体の寸法はEIA規格の2U以内であること。 (8)電源モジュールは冗長化が可能であること。 (9)冗長構成として耐障害性を考慮しサービス利用の可用性を高めること。 (10)延長保守により製品の購入から8年間、メーカー側で代品提供や製品仕様に関する問合せを受け付けていること。	(1)メーカー保守: 問合せ・故障申告 24時間365日(期間2025.9.1~2030.8.31) (2)運用保守対応: 平日9:00-17:00(年末年始、祝祭日は除く) (3)故障対応: 予備機交換、センドバック保守	学外のデータセンター	
21		教室DMZスイッチ	10	台	(1)各教室の端末や教員設置の公開サーバを収容するL2スイッチを導入すること。 (2)教室スイッチは対象の教室のラックに設置すること。 (3)DMZスイッチはキャンパスのサーバ室に設置すること。 (4)教室スイッチはスタック機能を有していること。 (5)教室/DMZスイッチはネットワーク認証としてWeb/Mac/IEEE802.1x認証に対応しており、端末やユーザによって同時に利用が可能であること。 (6)教室/DMZスイッチはコマンドラインでL2レベルの設定を投入・保存ができること。 (7)教室/DMZスイッチはアップリンクにSFP+ポートを4個以上、ダウンリンクに10/100/1000Mbps速度に対応したUTP接続ポートを40ポート以上備えていること。 (8)機器の故障時にも迅速にサービス利用を復旧できるように予備機2台を見込むこと。 (9)延長保守により製品の購入から8年間、メーカー側で代品提供や製品仕様に関する問合せを受け付けていること。	(1)メーカー保守: 問合せ・故障申告 平日9:00-17:00(年末年始、祝祭日は除く)(期間2025.9.1~2030.8.31) (2)運用保守対応: 平日9:00-17:00(年末年始、祝祭日は除く) (3)故障対応: 予備機交換、センドバック保守	品川キャンパス	
22	ネットワークシステム	ミドルスイッチ	7	台	(1)キャンパスの各フロアの情報コンセントに学内ネットワーク接続を提供するためにL2スイッチを導入すること。 (2)キャンパス1F/2F/3FのEPSIに設置すること。 (3)スタック構成として冗長化を図ること。 (4)Web/Mac/IEEE802.1x認証に対応しており、端末やユーザによって同時に利用が可能であること。 (5)コマンドラインでL2レベルの設定を投入・保存ができること。 (6)アップリンクにSFP+ポートを4個以上、ダウンリンクに10/100/1000Mbps速度に対応したUTP接続ポートを40ポート以上備えていること。 (7)キャンパスコアスイッチとの接続帯域は10Gbps以上とすること。 (8)キャンパスコアスイッチとの接続構成は冗長構成とすること。 (9)機器の故障時にも迅速にサービス利用を復旧できるように予備機1台を見込むこと。 (10)延長保守により製品の購入から8年間、メーカー側で代品提供や製品仕様に関する問合せを受け付けていること。	(1)メーカー保守: 問合せ・故障申告 平日9:00-17:00(年末年始、祝祭日は除く)(期間2025.9.1~2030.8.31) (2)運用保守対応: 平日9:00-17:00(年末年始、祝祭日は除く) (3)故障対応: 予備機交換、センドバック保守	品川キャンパス	
23		フロアスイッチ (8Port以上)	49	台	(1)8ポート以上であること。 (2)研究室や実習室の端末を収容するスイッチを導入すること。 (3)キャンパスの研究室や実習室に必要な数量を確認の上で設置すること。 (4)コマンドライン及びGUIでL2レベルの設定を投入・保存ができること。 (5)機器の故障時にも迅速にサービス利用を復旧できるように現行と同様、左記台数には予備機を見込むこと。 (6)ネットワーク認証としてWeb/Mac/IEEE802.1x認証に対応しており、端末やユーザによって同時に利用が可能であること。 (7)製品の購入から8年間、メーカー側で代品提供や製品仕様に関する問合せを無償で受け付けていること。	(1)メーカー保守: 問合せ・故障申告 平日9:00-17:00(年末年始、祝祭日は除く)(期間2025.9.1~2030.8.31) (2)運用保守対応: 平日9:00-17:00(年末年始、祝祭日は除く) (3)故障対応: 予備機交換、センドバック保守	品川キャンパス	
24		フロアスイッチ (24Port以上)	14	台	(1)24ポート以上であること。 (2)研究室や実習室の端末を収容するスイッチを導入すること。 (3)キャンパスの研究室や実習室に必要な数量を確認の上で設置すること。 (4)コマンドライン及びGUIでL2レベルの設定を投入・保存ができること。 (5)機器の故障時にも迅速にサービス利用を復旧できるように現行と同様、左記台数には予備機を見込むこと。 (6)ネットワーク認証としてWeb/Mac/IEEE802.1x認証に対応しており、端末やユーザによって同時に利用が可能であること。 (7)延長保守により製品の購入から8年間、メーカー側で代品提供や製品仕様に関する問合せを受け付けていること。	(1)メーカー保守: 問合せ・故障申告 平日9:00-17:00(年末年始、祝祭日は除く)(期間2025.9.1~2030.8.31) (2)運用保守対応: 平日9:00-17:00(年末年始、祝祭日は除く) (3)故障対応: 予備機交換、センドバック保守	品川キャンパス	

1 機器仕様

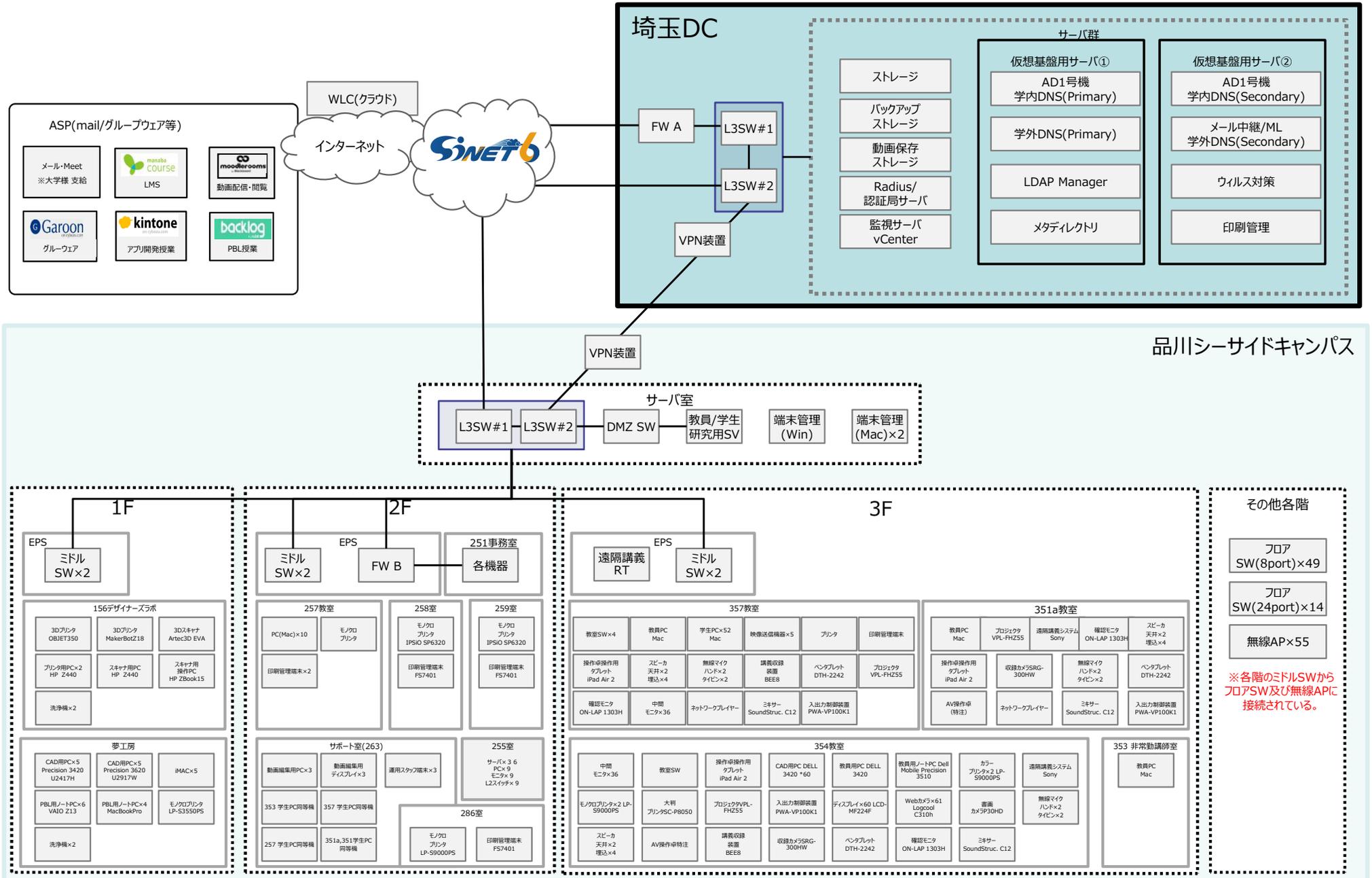
項番	システム名称	機器名称	数量	単位	仕様	ハードウェア保守条件	設置場所	備考
25		無線アクセスポイント (コントローラ機能含む)	50	台	(1)802.11b/g/n/ac/axに対応すること。 (2)メソアカウントのほか、ゲストアカウントを設定でき、ゲストアカウントではインターネット接続のみを許可し、内部資源の利用を禁止する等の規制ができること。 (3)アクセスポイントの管理のためのコントローラ機能を有していること。 (4)コントローラ機能を有する機器は冗長化構成あるいは機能を別の機器へ自動で切り替えられるなど、耐障害性を考慮しサービス利用の可用性を高めること。 (5)コントローラ機能の他に、アクセスポイントやネットワークスイッチを一元的に管理・監視できる機能を有していること。 (6)管理・監視の機能はオンプレミスだけでなく、クラウド型のサービス提供も備えていること。 (7)ユーザや端末毎に通信先や帯域などを制御する機能を有していること。 (8)複数クライアントが特定のアクセスポイントに集中して接続され続けてしまい、アクセスポイントの負荷状態をモニターして適切なアクセスポイントへ接続を振り分ける機能を有していること。 (9)Web認証のほか、IEEE802.1X認証(証明書)ができること。 (10)35f教室、354教室、351a教室は各教室とも同時接続数で80台以上利用できること。必要に応じてAPを増設すること。 (11)接続ユーザはRadius/認証局サーバによって有線LANと共通で管理し、複数機器への変更が発生しないこと。 (12)受注後にサイトサーベイを実施し、研究室や教室など広いエリアで無線LANが利用可能なよう、最適なアクセスポイント設置の設計を行い、必要な配線作業を行うこと。 (13)配線作業に必要な安全施工管理をコスモガイドラインに則り行うこと。 (14)保守期間再延長する可能性もあるのでメーカーの提供する保守にて最大5年まで保守可能なこと。 (15)機器の故障時にも迅速にサービス利用を復旧できるように現行と同様、左記台数には予備機を見込むこと。	(1)メーカー保守: 問合せ・故障申告 平日9:00-17:00(年末年始、祝祭日は除く)(期間2025.9.1~2030.8.31) (2)運用保守対応: 平日9:00-17:00(年末年始、祝祭日は除く) (3)故障対応: 予備機交換、センドバック保守	品川キャンパス	
26		事務室ルータ	1	台	(1)キャンパス2FのEPS内のFWから置き換えて設置すること。 (2)事務室で利用中のSWと接続し事務室内外のネットワークセグメントを分割すること。 (3)既存環境で利用しているFWのルーティング情報を踏襲した設定が可能であること。 (4)ネットワークアドレス交換機能及びIPv4スタティックフィルタ機能を有する機器を選定すること。 (5)DHCPサーバ及びDHCPリレー機能を有する機器を選定すること。 (6)10/100/1000Mbps速度に対応したUTP接続ポートを4ポート以上備えていること。 (7)Web/Mac/IEEE802.1x認証に対応しており、端末やユーザによって同時に利用が可能であること。 (8)最大スループットは2.0Gbit/s以上であること。 (9)10/100/1000Mbps速度に対応したUTP接続ポートを4ポート以上備えていること。 (10)筐体の寸法はEIA規格の1U以内であること。 (11)電源モジュールは冗長化が可能であること。		品川キャンパス	
27	その他	動画保存用ストレージ	2	台	(1)ネットワーク接続ハードディスクであること。 (2)OSはWindows Storage Server 2022相当であること。可能な限り最新のものが好ましい。 (3)保存容量は16TB以上を有すること。 (4)既存動画保存ストレージのデータを移行すること。 (5)ネットワーク接続は冗長構成にすること。	(1)メーカー保守: 問合せ・故障申告 24時間365日(期間2025.9.1~2030.8.31) (2)運用保守対応: 平日9:00-17:00(年末年始、祝祭日は除く) (3)故障対応: 予備機交換、センドバック保守	品川キャンパス	

大項目	小項目
1 設置	<p>1 電源、空調設備は本学用意とする。必要な電源数、消費電力を提示すること。ただし、電源に関しては、日本国内仕様のAC電源とする。OAタップは既設のものを利用してよいが、不足する分に関しては調達をすること。</p> <p>2 機器の設置については耐震性、安全性を考慮して行き落下防止措置等を実施をすること。</p> <p>3 配線は基本的に既存流用とするが、サーバ室及びデータセンター内のパッチケーブルについては新規で調達をすること。</p> <p>4 新規に敷設するケーブル等の消耗品については、敷設後品質検査を行い、接続先機器・フロア・部屋名等ラベル表示を行うこと。</p> <p>5 調達する機器のOSは安定稼働する最新のものを選定し、運用期間中の契約に基づきサポートが受けられるものとする。また有償でのサポートを受けられるものを選定すること。</p>
2 委託範囲	<p>1 導入システムの搬入/据付/配線/接続/設計/設定/試験を実施すること。構成イメージは別途添付する別紙構成図を参照すること。</p> <p>2 既設更改対象機器、什器は撤去し、学内の指定場所まで運搬すること。</p> <p>3 必要に応じ新規にネットワーク設計を実施し、その影響範囲を本学担当者および現保守業者と協議の上、設定変更を実施すること。また、その費用を含むこと。</p> <p>4 機器及びソフトウェアに関する設定は実際の使用環境で試行し、作動の確認を行うこと。</p> <p>5 本案件で調達するウイルス対策ソフトウェアは本案件で導入する機器及び別調達にて運用中のPC教室端末に対してインストールし設定をすること。</p> <p>6 設置の際、必要なソフトウェア等はインストールし、全ての機器が正常に作動するよう設定すること。</p> <p>7 機器及びソフトウェア等に関する接続、調整、設定を実施した結果については、設置作業及び作動確認作業の報告書を作成し提出すること。</p> <p>8 各システムにおいて初期運用に必要なユーザデータの登録及びデータ移行等は、本調達に含むこと。</p> <p>9 学内ネットワークに接続している教室内のAV機器及び講義収録装置との調整を行なうこと。また現保守業者との調整を含むこと。</p> <p>10 導入するシステムは既存のNMSで監視を行うこと。また、現保守業者と調整を行いその費用を含むこと。</p> <p>11 機器を利用するために必要なライセンス及びメーカー保守は構築・運用期間をすべて賄えるように調達すること。</p> <p>12 作業中に発生した廃棄物や梱包材は、調達業者で責任を持って処分をすること。</p>

ソフトウェア一覧

項番	ソフトウェア名称	必要 ライセンス数	仕様(参考品)※アカデミックまたは教育機関向けの価格設定のあるものはそれに適応すること	導入対象/ クラウドサービス利用者
1	ウイルス対策ソフト	400	(1)5年間利用できること。 (2)RedHat9以上とWindowsServer2025で利用できること。 (3)Windows 11相当及びMacOS14以上で利用できること。 (4)パターンファイル配信や状況把握のため、一元管理すること。 【参考品】TRSL ServerProtect for Linux 更新ライセンスアカデミックEranku (250-499ユーザ)及びTRSL Client/Server Suite Premium 更新ライセンスアカデミックEランク(250-499ユーザ)	255実験室、160サーバ室、 教員の管理するサーバ 教室(257自習室、夢工房 137室、351a教室、354教室、 357教室)及び教員の管理す るクライアント、 管理課内のクライアント
2	学習管理システム	550	(1)使い勝手に優れたWeb UIを提供すること。 (2)Web UIは柔軟なカスタマイズに対応し、本学ロゴやレイアウトを自由に変更できること。 (3)Web UIは、講義ごとにコースを作成し、動画のほか資料等も公開できるLMS機能有すること。 (4)ストリーミング再生機能を提供すること。 (5)接続制限等により動画が学外に漏洩しないシステムを提供すること。 (6)登録されたユーザーのみ閲覧できること。また、ユーザーごとに視聴権限を付与し、許可された動画のみ閲覧できること。 (7)マルチデバイスに対応し、アクセスデバイスを自動認識し、最適な品質で配信できること。 (8)各ブラウザのアップデートに迅速に対応すること。 (9)統合動画プラットフォームと連携し、現行システムで取得済みの過去1年+1クォータ分の動画コンテンツを公開すること。 (10)統合動画プラットフォームと連携し、教員が自身のPCに搭載されたカメラと資料を使用し、動画を収録・公開する機能有すること。 (11)LTI (Learning Tools Interoperability)連携に対応していること。 (12)指導フローを定義し、自動化できる機能を備えること (PLD) 【参考品】OpenLMS (Moodlerooms)	教員・職員・在学生
3	統合動画プラットフォーム	1550	(1)使い勝手に優れたWeb UIを提供すること。 (2)Web UIは柔軟なカスタマイズに対応し、本学ロゴやレイアウトを自由に変更できること。 (3)コース毎に動画を掲載することが可能であること。 (4)コース内において担当の教員は履修している学生の視聴分析が可能であること。 (5)ストリーミング再生機能を提供すること。 (6)接続制限等により動画が学外に漏洩しないシステムを提供すること。 (7)登録されたユーザーのみ閲覧できること。また、ユーザーごとに視聴権限を付与し、許可された動画のみ閲覧できること。 (8)マルチデバイスに対応し、アクセスデバイスを自動認識し、最適な品質で配信できること。 (9)各ブラウザのアップデートに迅速に対応すること。 (10)現行システムで取得済みの過去1年+1クォータ分の動画コンテンツを公開すること。 (11)教員が自身のPCに搭載されたカメラと資料を使用し、動画を収録・公開する機能を有すること。 (12)現行システムで取得済みの過去5年分の動画コンテンツを動画保存ストレージに保存すること。 (現状:1回あたり800MB~1GB、年間約1.5TB強、年間約1500本) (13)修了生を含む全ユーザーが視聴できること。 (14)LTI (Learning Tools Interoperability)連携に対応していること。 (15)動画中にクイズを挿入できること 【参考品】Kaltura	職員・在学生・修了生
4	グループウェアシステム	700	(1)「掲示板(連絡事項)」、「スケジュール」、「電子会議」、「設備予約」、「ファイル管理」、「リンク集」、「TODO」の各機能を提供すること。 (2)携帯電話・スマートフォンから利用できること。 (3)現行システムにおけるグループウェア(garoon.com)のデータを継続利用できること。 (4)使い勝手に優れたWeb UIを提供すること。 (5)複数のアカウントをまとめてグループとして扱うことができること。 (6)電子会議室、設備予約、ファイル管理はアカウント・グループ単位で権限を設定できること。 【参考品】Garoon on cybouzu.com	教員・職員・在学生
5	授業支援(LMS)システム	1000	(1)科目単位で授業支援を行うことができること。 (2)履修者を登録し、履修者と教員に対して、以下の機能を提供すること。 ・授業資料等のファイル(PDF等)を登録できる。 ・動画に関してyoutube等であれば埋め込み形式で表示できる。 ・掲示板の機能を提供すること。 ・小テスト(自動採点可/ドリル可)、アンケート、課題・レポートのファイル提出の機能を提供すること。 ・レポート課題について提出物の相互閲覧機能を提供すること。 ・グループワークを行うことが出来る機能を提供すること。 (3)アカウント単位で履修科目の登録ができること。 (4)学生の履修科目あるいは科目の履修学生はCSV等で一括登録できること。 (5)利用者数の上限内においては定額制であること(教職員、在学生の利用を想定)。 (6)4学期制、集中講義等の開講制度に対応できること。 (7)使い勝手に優れたWeb UIを提供すること。 (8)現行システムにおけるLMS(manaba course2)の保存データを継続して利用できること。 (9)以下のポートフォリオ機能を提供すること。 ・各項目として、題目、概要、画像(jpg、bmp、png)、動画(YouTube)、各種ファイル(PDF、Officeファイル、テキストファイル)、URLを登録することができること。 ・履修生は提出した課題が自動的にポートフォリオに蓄積されること。 ・第三者からコメント等の評価を受ける機能を提供すること。 (10)コメントにはファイル等を添付することが可能であること 【参考品】manaba course	教員・職員・在学生
6	PBL支援システム	1	(1)複数名の利用者によるプロジェクト管理を支援できること。プロジェクト管理では、「ファイル管理」、「タスク(TODO)管理」、「ガントチャート」、「Wiki機能」を提供すること。 (2)学生のPBL活動を確認するための機能を提供すること。 (3)授業支援(LMS)システム等と連携し週報、Self-Assesment提出機能を提供すること。 (4)授業支援(LMS)システム等と連携し成績評価管理機能を提供すること。 (5)アカウント数によって課金が無いこと(教職員、在学生の利用を想定)。 (6)現行システムにおけるPBLアプリケーション(Backlog)の保存データを継続利用できること。 【参考品】Backlog プラチナ	教員・職員・在学生

既存システム概要図



電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 情報セキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都公立大学法人情報セキュリティ基本方針の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所（テレワークに伴う自宅を含む。）についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を委託者に報告すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る全ての情報を復元できないよう消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、

滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。

コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

(1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。

(2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。

(3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。

イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。

ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。

エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

(1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

(2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）

ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ その他、委託者が指定する事項

(3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び指示等

(1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことよって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

16 書面による提出（報告）と受領確認

当該契約において、受託者から書面により提出を求める事項は、本仕様書の記載に関わらず、別添「電子情報処理委託に係る（標準）特記仕様書 チェックシート」により定めるものとする。

委託者は、受託者から提出された書面について、当該チェックシートを用いて受領確認を行う。

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書 チェックシート

東京都立大学法人

件名 「東京都立産業技術大学院大学教育研究用システムの借り入れ(長期継続契約)」

当該契約において、受託者は「提出の要否」欄の□にチェックが入った事項は、書面により委託者へ提出(報告)すること。

委託者は、受託者から提出された書面に必要事項が記載されていることを確認し、受領確認欄の□にチェックを入れること。

事項		特記仕様書の内容 (根拠: 標準特記仕様書該当箇所)	提出時期	提出の 要否	受領 確認
1 業務の推進体制表					
①	業務責任者(職・氏名)	当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制、作業場所を書面にし、委託者に提出すること。(根拠: 2(1)、(2)) (提出事例) ①から④までを記載した連絡体制表など	契約締結後直ちに提出すること。 なお、変更が生じた場合は速やかに変更内容を提出すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	作業体制表			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	連絡体制表			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	作業場所			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 誓約書		特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。(根拠: 2(1))	契約締結後直ちに提出すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 遵守事項の周知状況報告書		契約の履行に関する遵守事項について、業務従事者全員へ周知徹底し、実施状況を委託者に報告すること。(根拠: 3(2)) (提出事例) 業務従事者名簿兼周知状況報告書など	実施後速やかに報告すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 安全管理体制に係る資料		受託者は、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。(根拠: 8(1)(イ)) a委託業務を処理する施設等の入退室管理、b委託者からの貸与品等の使用及び保管管理、c仕様書等で指定する物件、仕掛品、成果物の作成、使用及び保管管理、dその他仕様書等で指定したもの	提出を求められた場合は直ちに提出すること。		
①	作業場所等の入退室管理記録	(提出事例) ①出退勤管理簿、施設等使用簿など		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	貸与品等の使用及び保管管理記録	②貸与品等使用簿、貸与品貸出簿など ③物件等の受払簿など		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	物件、仕掛品、成果物の作成、使用及び保管管理記録		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5 消去結果報告書		記録媒体について、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る全ての情報を復元できないよう消去すること。(根拠: 8(1)イ(ウ)) 消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法、消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。	契約履行完了後速やかに提出すること。(契約解除時も同様。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書		この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。(根拠: 8(1)イ(エ))	契約履行完了後速やかに提出すること。(契約解除時も同様。)		
①	履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書(再委託先の遵守状況報告書)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

7 事故報告書		事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。(根拠: 8(1)エ)	事故が発生した場合、遅滞なく報告すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 個人情報等管理記録		個人情報及び機密情報の管理状況の記録 ア個人情報及び機密情報に係る記録媒体を施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。イアの管理に当たっては、管理責任者を定め、台帳等を設け管理状況を記録すること。委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。(根拠: 8(2)ウ) (提出事例) ②個人情報等使用簿、保管状況管理簿など	委託者から要求があった場合又は契約履行完了後速やかに提出すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①	管理責任者(職・氏名)			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	個人情報等の使用及び保管管理記録			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 個人情報等消去申告書及び消去結果報告書		個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法、消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。(根拠: 8(2)オ)	消去前にあらかじめ申し出て、委託者の承諾を得ること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 個人情報等事故報告書		個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合、個人情報等の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。(根拠: 8(2)カ)	事故が発生した場合、遅滞なく報告すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 教育及び研修計画及び実施状況報告書		業務従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。(根拠: 8(2)ケ)	研修計画は契約締結後、研修実施状況報告書は実施後、速やかに提出すること。 なお、業務の推進体制に変更があった場合、速やかに変更内容を提出すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①	個人情報等研修計画	(提出事例) ①研修計画書 ②研修実施状況報告書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	個人情報等研修実施状況報告書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12 再委託届出書		再委託を行う場合、あらかじめ再委託を行う旨を書面にて申し出て、委託者の承諾を得なければならない。 (以下、記載事項) ア再委託の理由、イ再委託先の選定理由、ウ再委託先に対する業務の管理方法、エ再委託先の名称、代表者及び所在地、オ再委託する業務の内容、カ再委託する業務に含まれる情報の種類(個人情報及び機密情報については特に明記すること。)、キ再委託先のセキュリティ管理体制(個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。)、ク再委託先がこの特記仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約、ケその他、委託者が指定する事項(根拠: 10(1)、(2))	再委託前にあらかじめ申し出て、委託者の承諾を得なければならない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①	再委託届出書			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	誓約書(再委託先)			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	その他委託者が指定する事項			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13 その他		電子情報処理委託に係る標準特記仕様書に記載のない追記事項		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

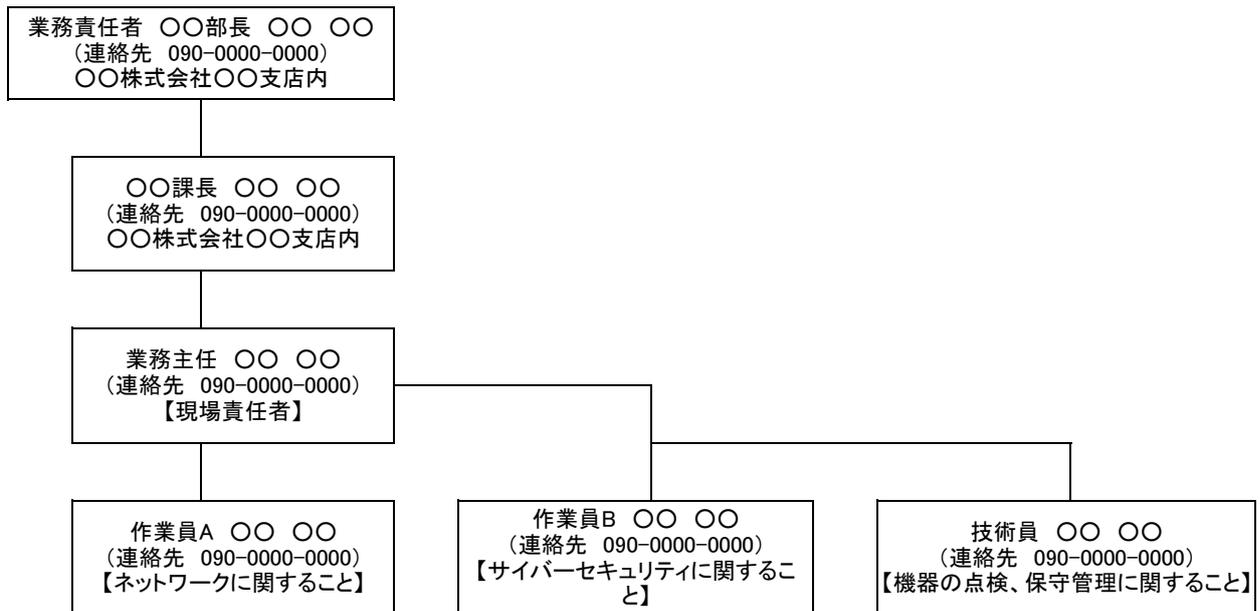
業務の推進体制表

当該委託業務の推進体制表を下記のとおり報告します。

記

1 業務責任者 〇〇部長 〇〇 〇〇

2 作業体制表兼連絡体制表



3 作業場所 学術情報基盤センター(図書館内〇階)情報セキュリティ対策室

TEL 042-〇〇〇-〇〇〇〇(内線〇〇〇〇)

FAX 042-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇株式会社

〇〇支店〇〇事業部

〇〇 〇〇

連絡先 042-000-0000

消去結果報告書

下記のとおり報告します。

記

1 消去した記録媒体

2 消去した情報項目

3 数量

4 消去方法

5 消去日

〇〇株式会社

〇〇支店〇〇事業部

〇〇 〇〇

連絡先 042-000-0000

記載例

〇〇年〇月〇日

東京都立大学法人

理事長 〇〇 〇〇 殿

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

個人情報等消去申告兼消去結果報告書

下記のとおり申告(報告)します。

記

(申告内容)

1 個人情報等に係る消去する記録媒体

2 消去する情報項目

3 数量

4 消去方法

5 消去予定日

〇〇年〇月〇日

(個人情報等消去結果報告)

1 個人情報等消去日

2 立会人(職氏名)印

印

〇〇株式会社

〇〇支店〇〇事業部

〇〇 〇〇

連絡先 042-000-0000

東京都公立大学法人 個人情報取扱標準特記仕様書

(基本的事項)

第 1 本業務の履行に際して東京都公立大学法人（以下「法人」という。）が受託者に貸与するデータ、帳票、資料等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに委託管理上法人が保有する必要がある個人情報は、全て法人の保有する個人情報とし、受託者は、本業務の履行に際して取扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払い、適正に管理しなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受託者（受託業務に従事している者又は従事していた者を含む。）は、この業務により知り得る事となった個人情報を他に漏らし、又は不正な目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第 3 受託者は、この業務を処理するために個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の範囲内で行わなければならない。必要な範囲を超えて収集し、又は他の用途に使用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第 4 受託者は、この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第 5 受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(適正管理)

第 6 受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報は、施錠できる保管庫に格納するなど漏えい、滅失及びき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。受託者が自ら当該業務を処理するために収集した個人情報についても同様とする。

2 受託者は、前項の個人情報の管理にあたり、管理責任者を定め、台帳を備えるなど管理の記録を残さなければならない。

3 法人は、前 2 項に定める管理の状況について疑義等が生じたとき、受託者の事務所等に立ち入り、調査することができる。

(資料等の返還)

第 7 この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに法人に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、法人が別に指示したときはその指示に従わなければならない。

(記録媒体上の情報の消去)

第 8 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、すべて消去しなければならない。

(再委託の禁止)

第 9 受託者は、法人があらかじめ承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務に係る部分について再委託することはできない。

2 前項の規定により法人が承諾した再委託先がある場合には、個人情報の取扱いについて、再委託先は、本仕様書の記載事項を遵守し、受託者は、再委託先の個人情報の取扱いについて全責任を負うものとする。

(事故等の措置)

第 10 受託者は、個人情報の取扱いに関して漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、直ちに法人に報告し、法人の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第 11 法人は、受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反した場合、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 12 受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反したことにより法人が損害を被った場合、法人は、契約を解除するか否かにかかわらず、その損害額の賠償を受託者に対して請求することができる。

(その他)

第 13 個人情報の保護に関する事項について本特記仕様書の解釈等、個人情報の取扱いについて疑義を生じた場合、その都度法人に確認し、本業務を行うこと。